

平成 20 年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づき実施する、特定健康診査(糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ)及び特定保健指導(特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要が有る者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者としての厚生労働省令で定めるもの)が行う保健指導をいう。以下同じ)について、全国建設工事国民健康保険組合(以下「甲」という) 社団法人全日本病院協会(以下「乙」という)の会員の医療機関(以下「実施機関」という。別表1実施機関一覧表のとおり)から契約に関する委任を受けた乙との間に、次の条項により委託契約を締結する。

(総 則)

第 1 条 甲は、特定健康診査及び特定保健指導を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(委託業務)

第 2 条 甲が乙に委託する業務の内容は、厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基づき、別表2健診等内容表のとおりとする。

2 業務は、乙の会員の実施機関で行うものとする。

3 別表4で示した追加健診及び人間ドックの健診結果を、厚生労働省の定める電子的標準様式(JLAC10 コードの XML 形式)に基づくデータにて作成できる実施機関については、追加健診及び人間ドックを実施できることとする。

(対象者)

第3条 特定健康診査は、実施機関に甲の発行する被保険者証及び特定健康診査受診券・問診票(別紙2)を提示した者を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

2 特定保健指導は、実施機関に甲の発行する被保険者証及び特定保健指導利用券(別紙3)を提示した者を対象とし、当該実施機関において特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

(契約期間)

第4条 この契約の有効期間は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

2 特定保健指導については、実施機関が、前項の有効期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了(実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む)する日までを有効期間とする。

(委託料)

第5条 委託料は、別表3委託料内訳書のとおりとし、第2条、第3項で定めた追加健診、人間ドックを実施する場合については、別表4委託料内訳書のとおりとする。

(委託料の請求)

第6条 実施機関は、特定健康診査については終了後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回時面接終了後及び計画の実績評価(計画策定日から6ヶ月以上経過後に行う評価)終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の券面に示された受診者あるいは利用者の自己負担分を差し引いた金額(以下「請求額」という)を、甲の委託を受けて決済を代行する機関(以下「代行機関」という)である各都道府県の国民健康保険団体連合会に請求するものとする。この場合の請求方法については「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」の付属資料7のうち「別表7請求区分コード」に従って請求することとする。

- 2 実施機関が特定健康診査あるいは特定保健指導の実施委託に関する集合的な契約を締結している他の契約とまとめ機関にも所属し、かつ甲の一部がその他の契約とまとめ機関との集合的な契約にも参加している場合に、他の契約に参加している受診者あるいは利用者がその契約に参加している実施機関にて特定健康診査あるいは特定保健指導を受診若しくは利用する時の委託料の請求は次のように定める。実施内容(特定健康診査の場合は健診項目、特定保健指導の動機づけ支援の場合は実施形態、特定保健指導の積極的支援の場合は実施形態のほか継続的支援における介入回数や介入形態等)が他の契約と本契約との間で一致する場合は、本契約が他の契約と比して単価が最も低い場合に限って、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。また、他の契約の実施内容が本契約の内容と一致しない場合は、実施機関が受診者あるいは利用者に各契約の実施内容等の相違点を説明の上、受診者あるいは利用者が本契約の実施内容等を選択した場合に限り、本契約に定める委託料から自己負担額を差し引いた額を請求することとする。
- 3 第1項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織(代行機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ)と実施機関の使用に係る電子計算機を電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ)により、実施後その都度発信するか、ファイルを収録した電子媒体(FD、MO、若しくはCD-R)を実施月の翌月5日までに提出(期限までに必着)する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の休日にあたる場合は、その翌日を期限とする
- 4 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に

係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。

- 5 特定健康診査において、実施機関は前項に定める電子データの送付に加え、終了後速やかに、法第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表(厚生労働省にて様式例を公表)を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。
- 6 特定保健指導においては、前項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書(厚生労働省にて様式例を公表)等、指導過程における各種記録類やワークシート類等(本項において「指導過程における各種記録類等」という)についても、甲が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は甲のうち請求した者へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

(委託料の支払い)

- 第7条 甲は、実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めるときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月末日(電子情報処理組織の使用による場合であって、受理した月の6日から月末までのものは翌々月の末日までに支払うこととし、支払日が土曜日、日曜日及び国民の休日に当たる場合は、その日の後で甲と代行機関との間で定める日とする)までに、実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。
- 2 甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者(実施機関)に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。
 - 3 請求者(実施機関)は前項の返戻を受けた場合において、再審査のうえ、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

(決済に失敗した場合の取扱い)

- 第8条 実施機関において、被保険者証等と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の両方を確認せず実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。
- 2 実施機関において、被保険者証等と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとは判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を代行機関を通じて実施機関に支払うものとする。

る。

- 3 実施機関において、特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。
- 4 特定保健指導の積極的支援における期間(3~6ヶ月)中に、利用者が被保険者資格を喪失した場合は、利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを代行機関へ送付し、甲は利用停止までの特定保健指導の実施期間に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。
- 5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった(脱落が確定した)場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

(再委託の禁止)

第9条 実施機関は、甲が委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規定の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

(譲渡の禁止)

第10条 実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

- 第11条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失がない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。
- 2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失がない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。
 - 3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報保護)

第12条 実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査あるいは特定保健指導の記録の漏えいを防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙1個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者

における個人情報の取扱いのためのガイドライン」(平成 16 年 12 月 24 日医政発第 1224001 号、薬食発第 1224002 号、老発第 1224002 号)及び各都道府県において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第 13 条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合は、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第 14 条 甲又は乙は、甲又は乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規定の概要」に関する実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、別表1実施機関一覧表より削除しこの契約から解除できるものとする。

(協 議)

第 15 条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書3通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 20 年 4 月 1 日

委託者(甲)

全国建設工事国民健康保険組合

東京都中央区日本橋箱崎町 12 番 4 号

理事長 森 大

受託者(乙)

社団法人全日本病院協会

東京都千代田区三崎町 3-7-12 清話会ビル

会 長 西 澤 寛 俊

別紙1

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲にお

いて業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への通知

実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

健診等内容表

区 分		内 容		
特定健康診査	基本的な健診の項目	質問(問診)	別紙質問票のとおり	
		身体計測	身長	
			体重	
			腹囲	
			B M I	
		理学的所見(身体診察)		
		血 圧	収縮期血圧	
			拡張期血圧	
		血中脂質検査	中性脂肪	
			HDL-コレステロール	
			LDL-コレステロール	
		肝機能検査	G O T	
			G P T	
			-G T(- G T P)	
		血糖検査(両方実施)	空腹時血糖	
ヘモグロビン A1c				
尿 検 査	糖			
	蛋 白			
特定保健指導	動機付け支援	初回面接 個別面接 1 回(20 分以上) 又は グループ面接(8 名以下)1 回(80 分以上) 実績評価 6 ヶ月後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施		
	積極的支援	初回時面接の形態	個別面接 1 回(20 分以上) 又は グループ面接(8 名以下)1 回(80 分以上)	

		3ヶ月以上の継続的な支援	実施ポイント数	180ポイント以上
			主な実施形態	支援A、支援Bの内容については、厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」(確定版)を参照すること 継続的支援は、支援中に直接面接(個別・グループ)支援を必ず1回以上実施し、支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上の支援を実施すること
		終了時評価の形態	6ヶ月後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施	
	6ヵ月後評価ができない場合の確認回数		3回	

特定健康診査の結果通知の際には、結果内容に合わせた、適切な情報提供(厚生労働省健康局「標準的な健診・保健指導プログラム」における保健指導の情報提供にあたるもの)を行うものとする。

詳細な健診項目については、平成20年度は実施しないこととする。(別表4の追加健診項目の取扱いとする)

血糖検査については、食事の採取にかかわらずヘモグロビンA1cの測定は必須とする。

問診時に採血時間(食後10時間以上か以下か)について確認すること。

生理中の女性に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用は支払われない)。

特定保健指導利用者(動機づけ及び積極的支援)に対する6ヵ月後の評価に際し、電話・FAXもしくは手紙等による3回以上の督促を行ったにもかかわらず、確認が取れず評価ができない場合は、督促の実施記録を保存し「6ヵ月後の評価ができない場合の確認回数」の提出をもって修了とみなす。

(1)別表2に掲げる実施機関は、他の機関で特定健康診査を受診した者又は事業主健康診断を受診した者に対して特定保健指導を実施する場合、第6条第5項で受診者に通知された特定健康診査結果通知表並びに特定健康診査で提出した問診表の写しの提出を求めることとする。

(2)甲は上記(1)に該当する者に対して、特定保健指導を実施する機関に、当該健診結果通知表及び問診表の写しを持参するよう周知することとする。

別表 3

委託料内訳書(全額保険者負担とする)

区 分		1人当たり 委託料単価 (消費税含む)	支 払 条 件
特 定 健 康 診 査	基本的な健康診査の項目	5,250 円	健診実施後に一括支払
	詳細な健診		平成 20 年度は実施しない
特 定 保 健 指 導	動機付け支援	5,250 円	面接による支援終了後に左記 金額の 8/10 を支払 残る 2/10 は実績評価終了後に 支払
	積極的支援	21,000 円	初回時の面接による支援終了 後に左記金額の 4/10 を支払 残る 6/10(内訳としては3ヶ月 以上の継続的な支援が 5/10、 実績評価が 1/10)は実績評価 終了後に支払 3ヶ月以上の継続的な支援実 施中に脱落等により終了した 場合は、左記金額の 5/10 に実 施済みポイント数の割合を乗じ た金額を支払

特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

別表 4

委託検査/委託料内訳書(追加健診・人間ドック)

区 分		1人当たり 委託料単価 (消費税含む)	支 払 条 件	
追加 健診 項目	貧血検査	242 円	保険者負担上限額を 3,000 円 とし、健診実施後に一括支払。 (3,000 円を超える部分は健診 実施当日受診者の個人負担と する。また 3,000 円にデータ変 換※手数料を含むものとする)	
	心電図検査	1,575 円		
	眼底検査(フィルム代含む)	1,176 円		
	胸部エックス線検査	上部消化管エックス線		実施機関の 定める単価
	視 力 検 査	聴 力 検 査		
	喀 痰 検 査	血 清 尿 酸		
	血清クレアチニン			
人間ドック※		実施機関の 定める単価	保険者負担上限額を 20,000 円 とし、健診実施後に一括支払。 (20,000 円を超える部分は健診 実施当日受診者の個人負担) ※特定健診項目を含むこと	

特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

追加健診項目については、受診者が選択した項目(事前申込が必要)について実施することとする。

受診者が追加健診項目を実施する場合は「特定健康診査(基本的な項目)+追加健診項目」の両方を実施することとする。

受診券に「人間ドック」の標記がある者であっても、受診者が人間ドックを希望しない場合は、「特定健康診査(基本的な項目)」または「特定健康診査(基本的な項目)+追加健診項目」を選択的に実施できることとする。

人間ドックの検査内容については、各実施機関で定めた内容で実施してよいこととする。

【下記の事に注意して受診してください】

- ・受診券と保険証を忘れずに持参すること
- ・特定健診か人間ドックを選択可能
- ・追加健診単独での受診は利用不可
- ・券は、組合指定医療機関のみで利用可能
- ・案内文に記載以外の検査は実施しないこと
- ・予約の際は、受診内容（特に追加健診）を確認すること

注意事項

貧血・心電図・眼底検査を実施する場合は、追加健診でご対応ください。人間ドックを受診する場合、追加健診3千円は利用できません。

キリトリ線

特定健康診査問診票

保険者番号 1
 受診券整理番号 2
 受診者の氏名
 生年月日 年(昭和)年 月 日 性別 男

下記の質問に回答してください。(あてはまる番号に○印をつけてください)

- 現在、a から c の薬の服用の有無
 - 血圧を下げる薬を服用していますか。(1. はい 2. いいえ) 3
 - インスリン注射又は血糖を下げる薬を服用していますか。(1. はい 2. いいえ) 4
 - コレステロールを下げる薬を服用していますか。(1. はい 2. いいえ) 5
- 医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。(1. はい 2. いいえ) 6
- 医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。(1. はい 2. いいえ) 7
- 医師から、慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析)を受けたことがありますか。(1. はい 2. いいえ) 8
- 医師から、貧血といわれたことがありますか。(1. はい 2. いいえ) 9
- 現在、たばこを習慣的に吸っていますか。(※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計100本以上、又は6ヶ月以上吸っている者」であり、最近1ヶ月間も吸っている者)。(1. はい 2. いいえ) 10
- 20歳の時の体重から10kg以上増加していますか。(1. はい 2. いいえ) 11
- 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施していますか。(1. はい 2. いいえ) 12
- 日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施していますか。(1. はい 2. いいえ) 13
- ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速いですか。(1. はい 2. いいえ) 14
- この1年間で体重の増減が±3kg以上ありましたか。(1. はい 2. いいえ) 15
- 人と比較して食べる速度が速いですか。(1. 速い 2. ふつう 3. 遅い) 16
- 就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ありますか。(1. はい 2. いいえ) 17
- 夕食後に間食(3食以外の夜食)をとることが週に3回以上ありますか。(1. はい 2. いいえ) 18
- 朝食を抜くことが週に3回以上ありますか。(1. はい 2. いいえ) 19
- お酒(清酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度はどのくらいですか。(1. 毎日 2. 時々 3. ほとんど飲まない(飲めない)) 20
- 飲酒日の1日当たりの飲酒量はどのくらいですか。
 清酒1合(180ml)の目安：ビール中瓶1本(約500ml)、焼酎35度(80ml)、ウイスキーダブル一杯(60ml)、ワイン2杯(240ml)
 (1. 1合未満 2. 1～2合未満 3. 2～3合未満 4. 3合以上) 21
- 睡眠で休養が十分とれていますか。(1. はい 2. いいえ) 22
- 運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか。
 (1. 改善するつもりはない
 2. 改善するつもりである(概ね6か月以内)
 3. 近いうちに(概ね1か月以内)改善するつもりであり、少しずつ始めている
 4. 既に改善に取り組んでいる(6か月未満)
 5. 既に改善に取り組んでいる(6か月以上)) 23
- 生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。(1. はい 2. いいえ) 24

特定健康診査受診券

2008年(平成20年)5月1日交付
 受診券整理番号
 受診者の氏名
 性別 男 生年月日 年(昭和)年 月 日
 有効期限 2009年(平成21年)1月31日

健診内容	実施形態	窓口の自己負担			保険者負担上限額
		負担額	同時実施	負担率	
特定健診	基本項目	個別 集団	0円 0円	— —	— —
	詳細項目 ※1	貧血	—	—	—
		心電図	—	—	—
		眼底	—	—	—
特定健診以外の項目	生活機能 チェック	生活機能 チェック	—	—	—
		生活機能 検査 ※1	—	—	—
	追加健診	個別 集団	— —	— —	3,000円 3,000円
人間ドック	個別 集団	—	—	—	20,000円
		—	—	—	20,000円

※1 基本項目、生活機能チェックの結果により実施します

保険者所在地 中央区日本橋箱崎町12-4

保険者電話番号 03-5652-7032

保険者番号・名称 公印
省略

全国建設工事業国民健康保険組合
 契約とりまとめ機関名 個別

支払代行機関番号 ※3 91399022

支払代行機関名 ※3 東京都国民健康保険団体連合会

※3 実施機関の所在する国保連合会番号、名称に読み替えてください

キリトリ線

中央区日本橋箱崎町12-4

全国建設工事業国民健康保険組合
 支部課
 保健事業係
 TEL 03-5652-7032

<委託者>

全国建設工事業国民健康保険組合（建設国保）

<受託者>

①社団法人全国労働衛生団体連合会

②社団法人全日本病院協会

③有限責任中間法人日本人間ドック学会・社団法人日本病院会

特定健診等事業の実施における留意事項

平成 20 年 5 月

1. 対象者

全国建設工事業国民健康保険組合（以下「当組合」という）では、40歳以上の方全員に「特定健診受診券」を発券し、39歳以下の方には発券しません。

2. 詳細な健診項目

当組合では、平成20年度は特定健診の詳細項目（3項目）は実施せず、追加健診項目として実施します。（追加健診項目について、委託契約を取り交わしていない実施機関については、実施しないでください。有限責任中間法人日本人間ドック学会及び社団法人日本病院会については特定健診の基本項目及び特定保健指導のみの契約となっています。）

3. 追加健診項目

- 当組合で定めた「追加健診項目」は以下の10項目ですが、下記の中から、受診者が希望する項目を事前に選んでもらい、特定健診基本項目といっしょに事前予約してもらいます。

眼底検査（※1,176円）	心電図検査（※1,575円）
貧血検査（※242円）	上部消化管エックス線
胸部エックス線検査	血清尿酸
視力検査	聴力検査
喀痰検査	血清クレアチニン

《注意！》

●左記10項目を全て実施するとは限りません。
受診者の希望選択です。

●眼底検査（※1,176円）
心電図検査（※1,575円）
貧血検査（※242円）
の3項目以外は実施機関の定める金額で実施していただいてもかまいません。

- 追加健診項目に対する **組合負担上限額は 3,000 円税込**（3,000 円を超えた金額は、受診日当日個人負担）です。
- 『厚労省指定のファイル形式（XML）で、健診終了後、所在地の国保連合会に請求できること』が追加健診実施のための条件となります。XML形式で対応できない実施機関は、追加健診、人間ドックを実施しないで下さい。（P6フロー図参照）

4. 費用・健診データの送付先等

- 受診券を利用して実施した「特定健診基本項目」・「追加健診項目」・「人間ドック」の費用請求、健診結果データはXML形式で所在地の国保連合会に送付してください。
- その際、厚労省指定のファイル形式（XML）で、健診終了後、所在地の国保連合会に請求できることが健診実施の条件となります。
- 当組合では、あらかじめ受診者に「組合指定医療機関リスト」を配付しています。

5. 人間ドッグについて

- 実施機関の定めた内容でドックを実施してかまいませんが、保険者負担上限額を越えた金額は、自己負担となるので健診日当日徴収してください。（詳しくは次項6. 受診券の※4を参照）
- 厚労省指定のファイル形式（XML）で、健診終了後、所在地の国保連合会に請求できることが人間ドック実施のための条件となります

6. 受診券 : 当組合の受診券の標記は下記のようになっています

●特定健診基本項目のみの契約となっている実施機関が、追加健診や人間ドックを実施した場合の費用負担は実施機関の負担となるので注意してください。(P6参照)

※1
基本項目(5,250円)は全額組合負担です。自己負担なし。

※2
平成20年度は実施しません(追加健診項目の中で実施します)

※3 ●当組合の定めた10項目(前項参照)のなかから受診者が希望する項目(事前予約をしてもらう)を実施。
●3,000円を超えた場合は、超過分を受診者から徴収。
●追加健診のみの実施は不可! 特定健診基本項目と同時に実施すること。
●ファイル形式(XML)で対応できることが実施のための条件となります。XMLで対応できない実施機関は実施しないで下さい。

健診内容		実施形態	窓口の自己負担額		保険者負担上限額
			負担額	負担率	
特定健診	基本項目	個別 集団	0円 0円	— —	— ※1
	詳細項目	—	—	—	— ※2
その他	追加項目	個別 集団	— —	— —	3,000円 ※3 3,000円
	評価	生活機能 チェック	—	—	—
		生活機能 検査	—	—	—
	人間ドック	—	—	—	20,000円 ※4

※4 ●40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の節目年齢該当者はこの欄が20,000円と標記されます。それ以外の方はこの欄が8,250円と標記されます。●実施機関の定めた内容でドックを実施してかまいませんが、20,000円(8,250円)を越えた金額は、自己負担となるので健診日当日徴収してください。

●厚労省指定のファイル形式(XML)で、健診終了後、所在地の国保連合会に請求できることが人間ドック実施のための条件となります

●受診者は、人間ドックを受診した場合、特定健診基本項目(※1)と追加健診項目(※3)の助成は受けられません。

●受診券の見本 : 問診票と一体になっています。(別紙1参照)
問診票は、事前記入したものを受診日当日持参するよう周知しています。

●受診券を利用した場合の請求パターンは、以下の3通りです。

① 特定健診(基本項目)のみ(個人負担なし)

② 特定健診(基本項目)+追加健診(組合負担上減額3,000円)

.....

③ 人間ドックを実施(組合負担上減額〇〇〇円)

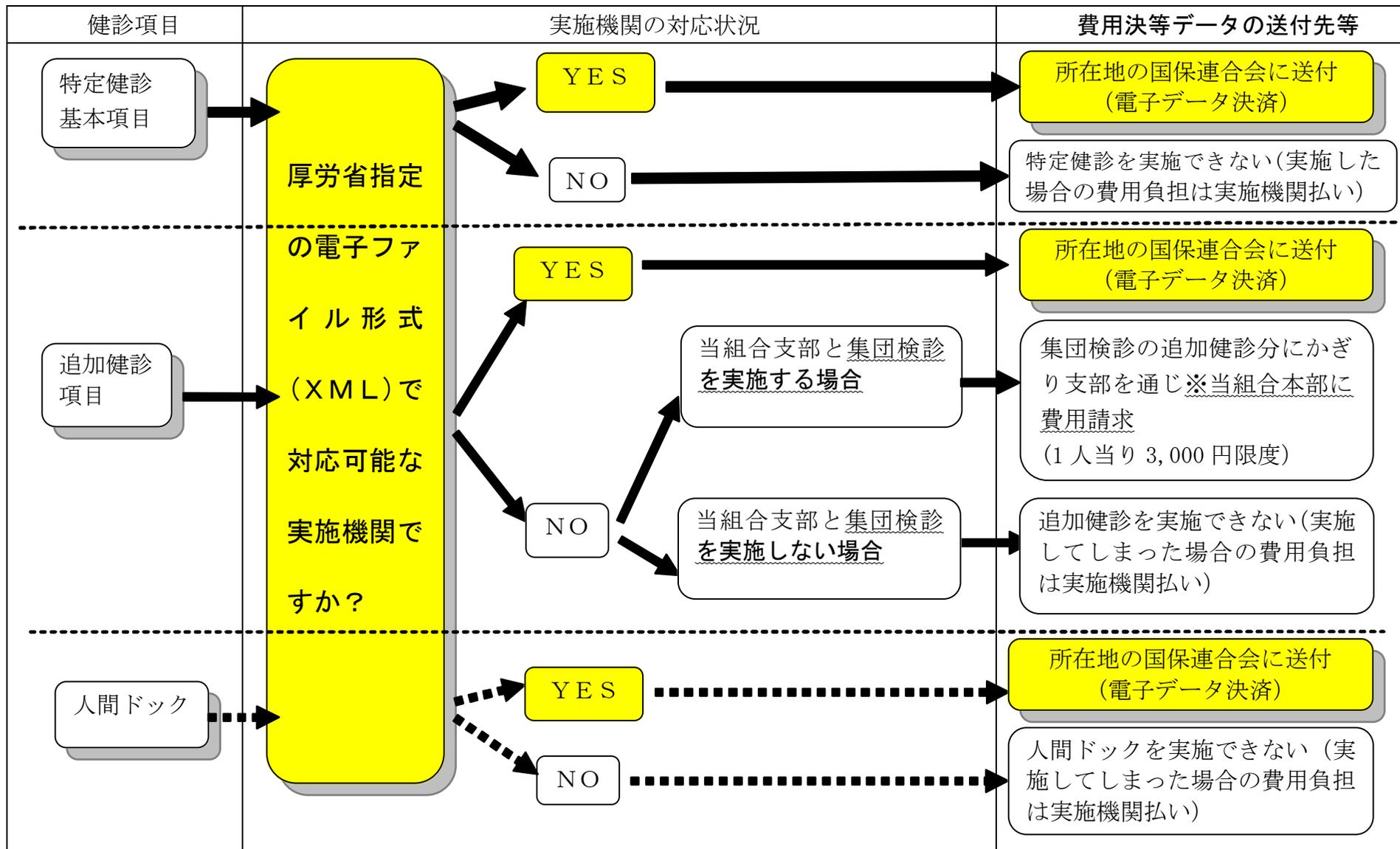
節目年齢該当者は
この欄が 20,000円
非該当者は 8,500円

《注意!》

●左記以外の請求パターンは存在しません

●(例えば)
「追加健診+人間ドック」の請求を国保連合会に回すと返戻され、誤請求分は実施機関払いとなります。

7. 健診項目別、費用決済データ送付先のフロー図



※実施機関の電子ファイル化整備体制が整うまでの間、支部の要請に基づき暫定的に実施するもの。